

# 平成30年度介護報酬改定等説明会資料

## 【(介護予防) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護】

### 1 平成30年度介護報酬改定の概要(案)

- ・(介護予防) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・・・1

### 2 介護報酬の算定構造(案)

- ・特定施設入居者生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- ・介護予防特定施設入居者生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

### 3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

- ・(介護予防) 特定施設入居者生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

#### はじめに

- 平成30年度介護報酬改定等の内容は、今後、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されることとなります。本日は、その概要(案)を説明します。詳細については、省令・告示・通知等をご参照ください。
- 資料は、平成30年1月26日に開催された「第158回 社会保障審議会給付費分科会」の資料のうち各サービスに係るページを抜粋しています(平成30年3月6日に開催された「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料と同様の内容であると確認済み。)
- 正式な省令・告示・通知等は、厚生労働省の通知発出後に以下のホームページに掲載予定です。また、新たにQ&A等が発出された場合も、同じく掲載予定ですので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP※>健康・福祉>介護>介護サービス事業所>報酬改定  
※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

平成30年3月

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課  
熊本市健康福祉局福祉部高齢介護福祉課



# 18. 特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護

171

## 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

### 改定事項

#### ○基本報酬

- ①入居者の医療ニーズへの対応
- ②生活機能向上連携加算の創設
- ③機能訓練指導員の確保の促進
- ④若年性認知症入居者受入加算の創設
- ⑤口腔衛生管理の充実
- ⑥栄養改善の取組の推進
- ⑦短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限の見直し
- ⑧身体的拘束等の適正化
- ⑨運営推進会議の開催方法の緩和（地域密着型特定施設入居者生活介護のみ）
- ⑩療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例
- ⑪介護職員処遇改善加算の見直し

**単位数**

※以下の単位数はすべて1日あたり

○特定施設入居者生活介護の場合

	<現行>	⇒	<改定後>
要介護 1	533単位		534単位
要介護 2	597単位		599単位
要介護 3	666単位		668単位
要介護 4	730単位		732単位
要介護 5	798単位		800単位

○地域密着型特定施設入居者生活介護の場合

	<現行>	⇒	<改定後>
要介護 1	533単位		534単位
要介護 2	597単位		599単位
要介護 3	666単位		668単位
要介護 4	730単位		732単位
要介護 5	798単位		800単位

○介護予防特定施設入居者生活介護の場合

	<現行>	⇒	<改定後>
要支援 1	179単位		180単位
要支援 2	308単位		309単位

18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

①入居者の医療ニーズへの対応

**概要**

※介護予防特定施設入居者生活介護は含まない

ア 退院・退所時連携加算の創設

病院等を退院した者を受け入れる場合の医療提供施設との連携等を評価する加算を創設し、医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合を評価することとする。

イ 入居継続支援加算の創設

たんの吸引などのケアの提供を行う特定施設に対する評価を創設する。

**単位数**

○アについて

<現行>	⇒	<改定後>
なし		退院・退所時連携加算 30単位/日（新設） ※入居から30日以内に限る

○イについて

<現行>	⇒	<改定後>
なし		入居継続支援加算 36単位/日（新設）

**算定要件等**

ア 退院・退所時連携加算

○医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れること

イ 入居継続支援加算

○介護福祉士の数が、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること  
○たんの吸引等を必要とする者の占める割合が利用者の15%以上であること

## 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 ②生活機能向上連携加算の創設

### 概要

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合の評価を創設する。

### 単位数

<現行> なし	⇒	<改定後> 生活機能向上連携加算 200単位／月（新設） ※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位／月
------------	---	---

### 算定要件等

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、特定施設入居者生活介護事業所等を訪問し、特定施設入居者生活介護事業所等の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。
- 機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他職種の者が協働して、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を実施すること。

175

## 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 ③機能訓練指導員の確保の促進

### 概要

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
- ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

### 算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

## 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

### ④若年性認知症入居者受入加算の創設

#### 概要

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 若年性認知症の人やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価を行う。

#### 単位数

<現行>

なし

⇒

<改定後>

若年性認知症入居者受入加算 120単位/日

#### 算定要件等

- 受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。

177

## 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

### ⑤口腔衛生管理の充実

#### 概要

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を評価した口腔衛生管理体制加算について、現行の施設サービスに加え、特定施設入居者生活介護等も対象とすることとする。

#### 単位数

<現行>

なし

⇒

<改定後>

口腔衛生管理体制加算 30単位/月（新設）

#### 算定要件等

- 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

## 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

### ⑥栄養改善の取組の推進

#### 概要

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

#### 単位数

<現行>  
なし

⇒

<改定後>  
栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設）  
※6月に1回を限度とする

#### 算定要件等

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

179

## 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

### ⑦短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限の見直し

#### 概要

※介護予防特定施設入居者生活介護は含まない

- 現在、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者は当該特定施設の入居定員の10%以下とされており、入居定員が10人に満たない事業所で、利用者を受け入れられない状況となっているため、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限を見直す。

#### 算定要件等

- 短期利用特定施設入居者生活介護の利用者数の上限を、現行の「定員の10%まで」から「1又は定員の10%まで」と変更する。

## 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

### ⑧身体的拘束等の適正化

#### 概要

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体拘束廃止未実施減算を創設する。

#### 単位数

<現行>  
なし

⇒

<改定後>

身体拘束廃止未実施減算 10%/日減算（新設）

#### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならないこととする。
  - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
  - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。（※）
  - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- ※ 地域密着型特定施設入居者生活介護においては、運営推進会議を活用することができることとする。

181

## 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

### ⑨運営推進会議の開催方法の緩和（地域密着型特定施設入居者生活介護のみ）

#### 概要

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
  - i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
  - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
  - iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

## 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

### ⑩療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例

#### 概要

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 介護療養型医療施設又は医療療養病床から、「特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）と医療機関の併設型」に転換する場合について、以下の特例を設ける。【省令改正】
  - ア サービスが適切に提供されると認められる場合に、生活相談員、機能訓練指導員、計画作成担当者の兼任を認める。
  - イ サービスに支障がない場合に限り、浴室、便所、食堂、機能訓練室の兼用を認める。



# 18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

## ⑪介護職員処遇改善加算の見直し

### 概要

※介護予防特定施設入居者生活介護を含む

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

### 算定要件等

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。

※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

（参考）介護職員処遇改善加算の区分

<small>（注）「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること                  「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること                  「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること                  「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること                  ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。</small>					
	<b>加算（Ⅰ）</b> （月額3万7千円相当）	<b>加算（Ⅱ）</b> （月額2万7千円相当）	<b>加算（Ⅲ）</b> （月額1万5千円相当）	<b>加算（Ⅳ）</b> （加算（Ⅲ）×0.9）	<b>加算（Ⅴ）</b> （加算（Ⅲ）×0.8）
<b>算定要件</b>	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ及びⅢ + 職場環境等要件を満たす（平成27年4月以降実施する取組）	キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ + 職場環境等要件を満たす（平成27年4月以降実施する取組）	キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件 のいずれかを満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件 のいずれも満たさず

# 特定施設入居者生活介護費

## 2 介護報酬の算定構造(案)

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (534 単位)																			
	要介護2 (599 単位)																			
	要介護3 (668 単位)																			
	要介護4 (732 単位)																			
	要介護5 (800 単位)																			
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82単位)																				
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 (534 単位)																			
	要介護2 (599 単位)																			
	要介護3 (668 単位)																			
	要介護4 (732 単位)																			
	要介護5 (800 単位)																			

<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問介護             <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護                 <ul style="list-style-type: none"> <li>所要時間15分未満の場合 96単位</li> <li>所要時間15分以上30分未満の場合 191単位</li> <li>所要時間30分以上1時間未満の場合 260単位</li> <li>(所要時間30分から計算して所要時間が15分増すことに86単位を加算した単位数)</li> <li>所要時間1時間30分以上の場合 557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すことに36単位を加算した単位数</li> </ul> </li> <li>・生活援助                 <ul style="list-style-type: none"> <li>所要時間15分未満の場合 48単位</li> <li>所要時間15分以上1時間未満の場合 96単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すことに48単位を加算した単位数</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・通院等乗降介助 1回につき 86単位</li> <li>・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100</li> <li>・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日につき +20単位</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>1日につき +120単位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日につき +10単位</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>1回につき +48単位 (6日に1回を限度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1月につき +30単位</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>1日につき +120単位</li> </ul>
--

<ul style="list-style-type: none"> <li>1月につき +80単位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日につき +10単位</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>1日につき +10単位</li> </ul>
---

<ul style="list-style-type: none"> <li>1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1日につき +36単位</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>1日につき +10単位</li> </ul>
---

<ul style="list-style-type: none"> <li>-53単位</li> <li>-60単位</li> <li>-67単位</li> <li>-73単位</li> <li>-80単位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>x 70/100</li> </ul>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>x 70/100</li> </ul>
--

<ul style="list-style-type: none"> <li>x 70/100</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>x 70/100</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>x 70/100</li> </ul>
--

<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護報酬の算定が基準に達しない場合</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>介護報酬の算定が基準に達しない場合</li> </ul>
---

<p>ニ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)</p>	
ホ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	<p>(1) 死亡日前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)</p> <p>(2) 死亡日前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)</p> <p>(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)</p>
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	<p>(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)</p>
ト サービス提供体制強化加算	<p>(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)</p> <p>(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)</p>
チ 介護職員処遇改善加算	<p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×82/1000)</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×60/1000)</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×33/1000)</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)</p>

注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計

※ 限度額	要介護1 16,203単位
	要介護2 18,149単位
	要介護3 20,246単位
	要介護4 22,192単位
	要介護5 24,259単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (180 単位) 要支援2 (309 単位)	介護職員等の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止未実施減算	生活機能向上追加加算	個別機能訓練追加加算	居宅介護支援要介護者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制追加加算	装具スクリューング加算	障害者等支援加算	注
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	×70/100	介護職員の員数が基準に満たない場合	-18 単位 -31 単位	1日につき ※ただし、個別機能訓練追加加算(1)は、1月につき+200単位 追加加算(2)は、1月につき+100単位	1日につき +12 単位	1月につき +120 単位	1月につき +80 単位	1月につき +30 単位	1回につき +5 単位 (6月に1回を限度)		委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55 単位)	×70/100										介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) 介護予防の福祉用具費と 介護予防の福祉用具費と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。 ※訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業(指定介護予防訪問介護)又は「指定第一号訪問事業」によるもの」がある。 ※通所介護系サービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業(指定介護予防通所介護)又は「指定第一号通所事業」によるもの」がある。
ハ 認知症専門ケア加算 (1日につき 3 単位を加算)											
ヘ 認知症専門ケア加算 (1日につき 4 単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算											
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18 単位を加算)											
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12 単位を加算)											
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6 単位を加算)											
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6 単位を加算)											
ホ 介護職員処遇改善加算											
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×82/1000)											
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×60/1000)											
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×33/1000)											
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(3)の90/100)											
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(3)の80/100)											
※ 限度額 要支援1 5009 単位 要支援2 10,473 単位											

注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

# 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
要介護1 ( 534 単位) 要介護2 ( 599 単位) 要介護3 ( 668 単位) 要介護4 ( 732 単位) 要介護5 ( 800 単位)	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	入所経緯支援加算	生活機能向上運携加算	個別機能訓練加算	夜間看護体制加算	若年性認知症入居者受入加算	医療機関連携加算	口腔衛生管理体制加算	注
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	×70/100	-53単位 -60単位 -67単位 -73単位 -80単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を限度)
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	×70/100									

ハ 退院・退所連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)	注
(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)	
(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)	
(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)	
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	注
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
ヘ サービス提供体制強化加算	注
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)	
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
ト 介護職員処遇改善加算	注
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×82/1000)	
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×60/1000)	
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×33/1000)	
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(3)の90/100)	
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(3)の80/100)	

注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  
(特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護(短期利用型)、介護予防特定施設入居者生活介護)

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当する	体制等	割引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 2 2級地 3 3級地 4 4級地 5 5級地 6 6級地 7 7級地 8 8級地 9 9級地	1 なし 2 あり	1 なし 2 あり
			職員の欠員による減算の有無	1 あり 2 あり		
33 特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム(介護専用型) 2 軽費老人ホーム(介護専用型) 3 養護老人ホーム(介護専用型) 4 有料老人ホーム(混合型) 5 軽費老人ホーム(混合型) 6 養護老人ホーム(混合型) 7 養護老人ホーム(混合型)	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の有無	1 あり 2 あり	1 なし 2 あり	
			身体拘束廃止取組の有無	1 あり 2 あり		
			入居継続支援加算	1 あり 2 あり		
			生活機能向上連携加算	1 あり 2 あり		
			個別機能訓練体制	1 あり 2 あり		
			夜間看護体制	1 あり 2 あり		
			若年性認知症入居者受入加算	1 あり 2 あり		
27 特定施設入居者生活介護(短期利用型)	1 有料老人ホーム(介護専用型) 2 軽費老人ホーム(介護専用型) 3 養護老人ホーム(混合型) 4 有料老人ホーム(混合型) 5 軽費老人ホーム(混合型) 6 養護老人ホーム(混合型)		看取り介護加算	1 あり 2 あり	1 なし 2 あり	
			看取り介護加算	1 あり 2 あり		
			認知症専門ケア加算	1 あり 2 あり		
			サービスマルチプル提供体制強化加算	1 あり 2 あり		
			介護職員処遇改善加算	1 あり 2 あり		
35 介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム(介護専用型) 2 軽費老人ホーム(介護専用型) 3 養護老人ホーム(混合型)	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員の欠員による減算の有無	1 あり 2 あり	1 なし 2 あり	
			身体拘束廃止取組の有無	1 あり 2 あり		
			生活機能向上連携加算	1 あり 2 あり		

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型特定施設入居者生活介護）

		事業所番号											
提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当する	体制等	割引							
各サービス共通	地域区分		1 1級地 4 6級地	6 2級地 7 3級地 9 7級地	2 4級地 3 5級地 その他								
	職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 看護職員 3 介護職員			1 なし 2 あり							
36 地域密着型特定施設 入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 3 養護老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム 7 サテライト型養護老人ホーム		職員の欠員による減算の有無			1 なし 2 あり							
			身体拘束廃止取組の有無			1 なし 2 あり							
			入居継続支援加算			1 なし 2 あり							
			生活機能向上連携加算			1 なし 2 あり							
			個別機能訓練体制			1 なし 2 あり							
			夜間看護体制			1 対応不可 2 対応可							
			若年性認知症入居者受入加算			1 なし 2 あり							
			看取り介護加算			1 なし 2 あり							
			認知症専門ケア加算			1 なし 2 加算 I 3 加算 II							
			サービス提供体制強化加算			1 なし 2 加算 I I 3 加算 I I 4 加算 II 5 加算 III							
介護職員処遇改善加算			1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V										
	職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 看護職員 3 介護職員			1 なし 2 あり							
28 地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	1 有料老人ホーム 2 軽費老人ホーム 5 サテライト型有料老人ホーム 6 サテライト型軽費老人ホーム		夜間看護体制			1 対応不可 2 対応可							
			若年性認知症入居者受入加算			1 なし 2 あり							
			サービス提供体制強化加算			1 なし 2 加算 I I 3 加算 I I 4 加算 II 5 加算 III							
			介護職員処遇改善加算			1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V							
			職員の欠員による減算の状況		1 なし 2 看護職員 3 介護職員			1 なし 2 あり					